

魅力ある観光地域づくり支援事業補助金



新たな観光コンテンツを造成したり、本県の公共交通の不便さを補完し、観光地への周遊を促進する事業に対して補助を行います！

「観光コンテンツ」とは

「観光コンテンツ」とは、本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に観光客の集客が見込まれる体験プログラムやツアー等とします。

例) 歴史や自然等を楽しめる体験プログラムやガイド付きツアーなど

■対象事業等

メニュー	対象事業	事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
①観光コンテンツ造成支援事業	<p>地域や民間主体による新たな観光コンテンツの造成で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>①「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」のいずれかをテーマとするもの</p> <p>②地域ならではの資源を活かした新規性のある取組</p> <p>③県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの</p> <p>④補助期間終了後も継続的な実施をするもの</p> <p>⑤地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの</p>	<p>①観光地域づくり法人(DMO)</p> <p>②観光協会</p> <p>③法人</p> <p>④法人格を持たない民間団体</p> <p>※県内に本社又は営業所のある事業者、その他知事が認める者であること</p>	<p>事業の実施にあたり必要な以下の経費</p> <p>①プランの造成に要する経費 …専門家経費、モニターツアー実施経費、プラン内容の磨き上げ実施経費(試作費・試食費等)</p> <p>②プランの販売に要する経費 …広告宣伝費、印刷製本費等</p> <p>その他事業実施に必要と認められる経費</p>	1/2	<p>上限：1,000千円 下限：300千円</p> <p>※千円未満切捨</p>
②広域周遊バス等運行事業	<p>観光客に島根の魅力を伝えることができるような演出をし、観光客の周遊を促進するツアーバス(有料バス)や、観光タクシー等の運行事業で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>①主な運行ルートが複数の市町村を周遊するもの(※隠岐地区は単独町村の取組も可)</p> <p>②イベント等の際の臨時的な事業ではないこと</p>	<p>①市町村</p> <p>②観光地域づくり法人(DMO)</p> <p>③観光協会</p> <p>④法人</p> <p>⑤法人格を持たない民間団体</p> <p>※県内に本社又は営業所のある事業者、その他知事が認める者であること</p>	<p>事業の実施にあたり必要な以下の経費</p> <p>ガイド等の謝金、委託料、バス借り上げ料、広告費、チラシ等印刷費等</p> <p>※人件費は補助対象外</p>	1/2	<p>上限：2,000千円</p> <p>※千円未満切捨</p> <p>※原則、最初の交付決定日から連続して3年を上限とする</p>

■補助事業の期間 交付決定日から令和6年3月末日まで

■スケジュール 募集期間：令和5年3月27日～随時 ※予算額に達し次第、募集期間中でも予告なく終了します。
審査及び交付決定・通知：随時 ※交付決定以後の契約、支出が補助対象です。 ※消費税は補助対象外です。
実績報告書提出期限：事業完了後30日以内、令和6年3月末日まで

■展 開 支 援 事業の実施にあたっては、島根県観光振興課、隠岐支庁県民局、西部県民センター、市町村等関係機関と緊密に連携を取りながら実施していただきます。

作成したコンテンツが体験プログラムや現地ツアーの場合は、観光ポータルサイト「しまね観光ナビ」内に情報を掲載します。

コンテンツの内容を、タリフ(=セールスシート)様式に記載し、PR用写真素材と共に県に提出していただきます。(掲載は島根観光連盟と調整)

■そ の 他 事業の実績や自己評価に関するヒアリング、意見交換等の検証作業を実施する場合には、協力していただきます。

■応募先及び問い合わせ先

当補助金交付要綱に定める補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を1部提出してください。

申請書は、下表の中から主な事業実施地域に応じて所管地域の窓口事前に相談の上、提出ください。

なお、事業実施地域が所管地域をまたがる場合は、申請者の所在地を所管する窓口へ事前に相談ください。



タリフイメージ

窓 口	所管地域
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県商工労働部観光振興課ご縁誘客係 TEL:0852-22-5619 FAX:0852-22-5580	東部 (松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町)
〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 島根県西部県民センター商工観光部観光振興課 TEL:0855-29-5513 FAX:0855-22-5647	西部 (浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)
〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁県民局観光振興課 TEL:08512-2-9610 FAX:08512-2-9626	隠岐 (海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町)

■ホームページ URL：<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/yuukyaku-hojokin.html?site=sp>

※当ホームページの募集案内等を必ずご確認ください。

